

フランス専門職（プロフェッション） 会社法制に関する規定の翻訳

— 近時の改正を踏まえて —

内 田 千 秋

弁護士、医師、専門会計士・会計監査役、建築士といったフランスの自由業専門家（*professionnel libéral*）は、集団でその専門職を実施するために多種多様な手段を有している。集団化のために用いられる団体の多くは、会社（*société*）形態をとる（以下、「専門職会社」という）。こうしたフランス専門職会社法制の概要については既に別稿¹で検討したが、なかでも特徴的なのは、自由業専門職（*profession libérale*）全般に共通する会社の制度が複数、置かれている点である。

1966年に「専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第66-879号²」が制定され、「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職」（「規制自由業専門職」と呼ばれる）を共同で実施することを会社目的とする「専門職民事会社（*société civile professionnelle* : SCP）」が創設された。同法律は、自由業専門職を実施するために必要な「手段」（職員、事務所、文献等）のみを共同化する「手段民事会社（*société civile de moyens* : SCM）」も明文化した。

1 拙稿「フランスにおける専門職会社法制の歴史的展開」新潟48巻4号（2016年）1頁、特に54頁以下参照。

2 Loi n° 66-879 du 29 novembre 1966 relative aux sociétés civiles professionnelles, JO 30 novembre 1966, p. 10451 参照。

1990年には、「法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施に関する1990年12月31日の法律第90-1258号³」により、規制自由業専門職の共同実施を会社目的とするが株式会社等の商事会社の形態をとる「自由業実施会社（société d'exercice libéral : SEL）」、および、匿名会社形態をとる「自由業専門職匿名会社（société en participation de professions libérales : SEP）」の両制度が導入された。さらに2001年には同法律の改正により⁴、SEL等の持分または株式を保有することを会社目的とする「自由業専門職財務参加会社（société de participations financières de professions libérales : SPFPL）」が創設されている。SCP、SEL、SEPおよびSPFPLに関しては、各専門職について、その適用条件を定めるデクレ（以下、「専門職デクレ」という）が公表されている⁵。

自由業専門職全般に共通するSCP等に加えて、各専門職を規律する法律規定および命令規定では、その専門職に固有の団体形態が定められてい

3 Loi n° 90-1258 du 31 décembre 1990 relative à l'exercice sous forme de sociétés des professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé, *JO* 5 janvier 1991, p. 216 参照。

4 2001年12月11日の法律第2001-1168号（*JO* 12 décembre 2001, p. 19703）によりSPFPLが創設されたことを受けて、1990年12月31日法律は《Loi n° 90-1258 du 31 décembre 1990 relative à l'exercice sous forme de sociétés des professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé et aux sociétés de participations financières de professions libérales》に改称された（2001年12月11日法律32条1号）。

5 拙稿・前掲注（1）67頁以下（表1～3）参照。自由業専門職は、法律・司法専門職、保健衛生専門職および技術専門職に分類されることが多い。SCP等の専門職デクレが公表されている法律・司法専門職には、弁護士、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、公証人、商事裁判所書記、執行吏、動産公売官、裁判上の管理者、裁判上の受任者がある。技術専門職には、専門会計士、会計監査役、弁理士、建築士、測量士、不動産・農業鑑定士、森林鑑定士がある。

る場合がある⁶。専門職によっては、SCP等にとどまらず、株式会社等の普通法上の商事会社をはじめとする会社形態の自由が認められている場合もある。フランス専門職会社法制の全体像を理解するにはこれらの規定をそれぞれ見ていく必要があるが、同法制において1966年11月26日法律および1990年12月31日法律は中心のかつ重要な法律といえるため、本稿では両法律の翻訳を行うこととした⁷。

上述の別稿では、フランス専門職会社法制の近時の動向として、「成長、活動および経済的機会の平等に関する2015年8月6日の法律第2015-990号⁸」による改正事項も紹介した。同法律は、第一に、1990年12月31日法律を改正して、SELの社員要件および資本・議決権保有要件を緩和し、SPFPL制度に関しても所要の改正を行った（2015年8月6日法律67条）。第二に、これまで一部の専門職（保健衛生専門職の一部、技術専門職）にのみ認められてきた会社形態の自由を法律・司法専門職に拡大した（同法律63条）。第三に、法専門家間で、または法専門家と会計専門家間で、数種の専門職を共同で実施するための会社を制度化した（同法律65条2号）。

第三の改正点について、オルドナンスによりその措置を講じることが政府に授權されていたところ、2016年3月末に、「法令上の身分規程に服し

6 たとえば弁護士につき、《association d'avocats》（弁護士提携体）が挙げられる（1971年12月31日の法律第71-1130号7条1項）。

7 現行条文につき、主としてレジフランスのウェブサイトを参照し（<https://www.legifrance.gouv.fr> [2016年9月12日閲覧]）、必要に応じDalloz社から刊行されている*Édition 2016, Code des sociétés, Commenté, 32^e éd.*を確認した。各条文には、最終改正法律のほか、条文内容に照らして条文見出しを付することとした。1966年11月26日法律に関する先行翻訳として、中村眞澄ほか「1969年フランス会計監査人制度（資料）」早比15巻1号（1981年）252頁、特に173頁以下、同「フランス公証人職民事会社法（一九六七年一〇月二日の命令第六七一八六八号）」公証法10号（1981年）107頁、特に171頁以下がある。

8 Loi n° 2015-990 du 6 août 2015 pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques, *JO* 7 août 2015, p. 13537 参照。

またはその資格名称の使用について保護を受ける数種の自由業専門職の共同実施のために設立される会社に関する2016年3月31日のオールドナンス第2016-394号⁹が制定された。同オールドナンスは、この会社に「複数専門職実施会社 (société pluri-professionnelle d'exercice : SPE)」という名称を付したうえで、1990年12月31日法律を改正してSPEに関する章を新設した(第4章の2〔同法律31-3条～31-12条〕)¹⁰。SPEは、弁護士、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士、弁理士、執行吏、動産公売官、公証人、裁判上の管理者、裁判上の受任者または専門会計士の9種の専門職のうち、2種以上の専門職の共同実施を会社目的とする(同法律31-3条)¹¹。SPEは、社員に商人資格を付与するものを除き、すべての会社形態をとることができる(同法律31-4条)¹²。同オールドナンスを追認する法律案は、現在、国会

9 Ordonnance n° 2016-394 du 31 mars 2016 relative aux sociétés constituées pour l'exercice en commun de plusieurs professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé, *JO* 1^{er} avril 2016, texte n° 51 参照。

10 2016年3月31日オールドナンスにより1990年12月31日法律1条3項にSPEの定義規定がおかれたので、同オールドナンス改正前1条3項(SELにおける専門家社員による専門職行為の実施)は、1条4項に繰り下げられた。拙稿・前掲注(1)38頁参照。同オールドナンスはさらに、1966年11月26日法律19条(第三者に対する会社持分の移転・譲渡)および27条(SPEへの組織変更等)も改正している。これより前の改正内容を反映したものととして、拙稿「フランスにおける専門職民事会社法の改正の意義」正井章彦先生古稀記念『企業法の現代的課題』(成文堂、2015年)79頁参照。

11 技術専門職に分類される専門会計士および会計監査役は、会計専門家とよばれることもある。しかし、同一会社内において監査業務と助言業務が提供されることを回避するため、会計監査役はSPEを設立しうる専門職の範囲から除外されている。Serge NONORGUE, La nouvelle société pluri-professionnelle d'exercice (SPE), *JCP E* 2016, n° 1441, spéc., n° 4 参照。

12 無限責任社員が商人資格を有する合名会社・合資会社を除き、SPEは、普通法上の商事会社(株式会社、有限会社、略式株式会社)、普通法上の民事会社、SEL、SCP、またはSEP(匿名会社)形態をとることができる。NONORGUE, *Ibid.*, n°s 11 et suiv. 参照。Rapport au Président de la République

で審議中である¹³。SPE制度は、会社が、専門家社員を介して複数分野の法律・会計業務を提供するという形のワンストップ・サービスを実現するものである¹⁴。

なお、3月のこの改正に加えて、同法律は、「非上場株式会社における最低株主数の引下げに関する2015年9月10日のオルドナンス第2015-1127号を追認する2016年5月10日の法律第2016-563号¹⁵」および「裁判吏職の地位に関する2016年6月2日のオルドナンス第2016-728号¹⁶」によっても改

relatif à l'ordonnance n° 2016-394 du 31 mars 2016 relative aux sociétés constituées pour l'exercice en commun de plusieurs professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé, *JO* 1^{er} avril 2016, texte n° 50でも、同趣旨の説明がなされている。

13 Projet de loi, *Ass. Nat.*, n° 4002（国民議会第一読会に提出）参照。同法律（案）では、準用条文の間違いも修正される見込みである（1990年12月31日法律31-4条）。

14 Rapport, *op. cit.* (note 12) ; Exposé des motifs, *Ibid.*, p. 3参照。

15 Loi n° 2016-563 du 10 mai 2016 ratifiant l'ordonnance n° 2015-1127 du 10 septembre 2015 portant réduction du nombre minimal d'actionnaires dans les sociétés anonymes non cotées, *JO* 11 mai 2016, texte n° 1参照。これまで株式会社の最低株主数は7名とされており、1990年12月31日法律には、株式会社型SELの最低株主数を3名とする適用除外規定が置かれていた。2015年9月10日のオルドナンス第2015-1127号（*JO* 11 septembre 2015, p. 15851）により、非上場株式会社の最低株主数が2名に引き下げられたが（2015年改正後商法典L.225-1条2項）、株式会社型SELについては最低株主数3名が維持された（2015年改正後1990年12月31日法律4条）。拙稿・前掲注（1）46頁参照。しかし、株式会社型SELにおいても普通法にしたがい最低株主数を2名とするのが妥当であると考えられたことから（Rapp., REICHARDT, *Sénat*, n° 295 (2015-2016), pp. 10 et suiv.）、2015年9月10日オルドナンスを追認する2016年5月10日法律5条により、1990年12月31日法律4条が削除された。

16 Ordonnance n° 2016-728 du 2 juin 2016 relative au statut de commissaire de justice, *JO* 3 juin 2016, texte n° 24参照。2015年8月6日法律61条および64条による授権を受けて制定された2016年6月2日オルドナンスは、法律・司法専門職である動産公売官および執行吏を「裁判吏（commissaire de

正された。

以上の一連の改正¹⁷にともない各専門職を規律する法律規定および命令規定も改正されているので、それらの点にも付言しておく。まず、2015年8月6日法律による1990年12月31日法律の改正（第一の改正点）にともない、SELおよびSPFPLについて定める各専門職デクレが、2016年6月29日に制定された一連のデクレ¹⁸によって改正されている。

justice)」という新たな専門職に統合するものである。そのため、2016年6月2日オールドナンスは、執行吏の地位に関する1945年11月2日のオールドナンス第45-2592号および動産公売官の地位に関する1945年11月2日のオールドナンス第45-2593号を廃止している（2016年6月2日オールドナンス24条第Iパラグラフ2号・3号）。後掲・注（19）および注（21）参照。2016年6月2日オールドナンスによる改正規定が最終的に施行されるのは2022年7月1日であるので（同オールドナンス25条第Iパラグラフ）、同オールドナンスによる1990年12月31日法律の改正部分（同法律1条、31-2条、31-3条）は本翻訳に反映せず、脚注で指摘するにとどめる。

17 これらの改正とは別に、EU法上の要請から、現在、会計監査役制度の改正が進行中である。2006年の法定監査指令（2006/43/CE）を改正する2014年の指令（2014/56/UE）を国内法化し、公益事業体の計算書類の法定監査に関する規則（537/2014）に国内法を一致させることを目的として、2016年3月17日のオールドナンス第2016-315号（*JO* 18 mars 2016, texte n° 25）が制定された。拙稿・前掲注（1）70頁（表3）では、会計監査役会社に関する規定として商法典L.822-9条を掲げたが、同条の内容は同オールドナンスにより数か条に分割されている。2016年改正後同法典L.822-1条第Iパラグラフ（名簿登録の必要）、L.822-1-3条（議決権保有要件等の名簿登録要件）、L.822-9条（会計監査役会社による職務の遂行等）参照。

18 弁護士につき2016年6月29日のデクレ第2016-878号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 56）、執行吏・公証人・動産公売官につき2016年6月29日のデクレ第2016-880号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 58）、専門会計士につき2016年6月29日のデクレ第2016-877号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 55）、弁理士につき2016年6月29日のデクレ第2016-875号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 53）、建築士につき2016年6月29日のデクレ第2016-876号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 54）、測量士につき2016年6月29日のデクレ第2016-874号（*JO* 30 juin 2016, texte n° 52）参照。それぞれ公表日（2016年6月30日）の翌日（7月1日）

2015年8月6日法律はまた、法律・司法専門職を規律する法律およびオルドナンスをそれぞれ改正して、社員に商人資格を付与する法人格を有する事業体を除き、会社形態の自由を認めることを明文で定めた（第二の改正点）¹⁹。名簿登録条件など適用条件の詳細がコンセイユ・デタの議を経たデクレに委任されていたため、2016年6月29日および7月1日に、各専門職に関する適用デクレがそれぞれ制定された²⁰。

そして、2016年3月31日オルドナンスは、関係する専門職を規律する法律またはオルドナンスに、SPEに関する規定をそれぞれ新設した²¹。

に施行されている。拙稿・前掲注（1）70頁（表3）では、専門会計士SELに関する規定として2012年3月30日のデクレ第2012-432号196条・197条を掲げたが、2016年6月29日デクレ（第2016-877号）によって2012年3月30日デクレ196条が削除されたため、専門会計士SELに関する規定は同デクレ197条のみとなった。また、建築士について、2016年6月29日デクレ（第2016-876号）は、建築士SELに関する1992年7月6日のデクレ第92-619号を改正し、さらに建築士SPFPL制度に関する規定も新設した。これ以降、建築士SELは1992年7月6日デクレ1条以下、建築士SPFPLは同デクレ7条以下により規律される。

19 弁護士につき1971年12月31日法律7条1項、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士につき1817年9月10日のオルドナンス3-2条、公証人につき1945年11月2日のオルドナンス第45-2590号1条の2第1項、執行吏につき1945年11月2日オルドナンス（第45-2592号）1条の2AA、動産公売官につき1945年11月2日オルドナンス（第45-2593号）1条の2第1項、裁判上の管理者につき商法典L. 811-7条、裁判上の受任者につき同法典L. 812-5条参照。拙稿・前掲注（1）67頁以下（表1）参照。

20 弁護士につき2016年6月29日のデクレ第2016-882号（JO 30 juin 2016, texte n° 60）、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士につき2016年6月29日のデクレ第2016-881号（JO 30 juin 2016, texte n° 59）、執行吏・公証人・動産公売官につき2016年6月29日のデクレ第2016-883号（JO 30 juin 2016, texte n° 61）、裁判上の管理者・裁判上の受任者につき2016年7月1日のデクレ第2016-902号（JO 2 juillet 2016, texte n° 32）参照。それぞれ公表日（2016年6月30日、7月2日）の翌日（7月1日、3日）に施行されている。

21 弁護士につき1971年12月31日法律7条・8条、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士につき1817年9月10日オルドナンス3-3条、公証人につき1945年

2016年3月31日オールドナンスの規定は、これらの専門職についてそれぞれコンセイユ・デタの議を経たデクレをもって定める日（遅くとも2017年7月1日）に施行される（同オールドナンス13条）。デクレへの委任事項も多いので（1990年12月31日法律31-12条）、デクレの公表が待たれる。

*本稿は、平成24年度～26年度の科学研究費（若手研究B 課題番号：24730072）の研究成果である。

11月2日オールドナンス（第45-2590号）1条の2A、執行吏につき1945年11月2日オールドナンス（第45-2592号）1条の2AAA、動産公売官につき1945年11月2日オールドナンス（第45-2593号）1条の2A、裁判上の管理者につき商法典L. 811-7-1-A条、裁判上の受任者につき同法典L. 812-5-1-A条、専門会計士につき1945年9月19日のオールドナンス第45-2138号7条の6、弁理士につき知財法典L. 422-7-1条参照。

一 専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第66-879号（Loi n° 66-879 du 29 novembre 1966 relative aux sociétés civiles professionnelles）

第1節 一般規定

第1条【専門職民事会社】（1990年12月31日の法律第90-1258号により改正）

①法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける同一の自由業専門職（profession libérale soumise à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé）を実施する自然人、とくに公署官・裁判所補助吏（officiers publics et ministériels）は、その間で、法人格を享有し本法律の規定に服する専門職民事会社（sociétés civiles professionnelles）を設立することができる。

②前項の専門職民事会社は、前項の専門職の実施を自然人に留保するすべての法令の規定にかかわらず、その社員の専門職の共同実施（exercice en commun）を目的とする。

③会社の設立登記は、権限を有する機関（autorité compétente）による会社の承認、または職業団体の名簿（liste）もしくは職団名簿（tableau）への会社の登録の後でなければ、これを行うことができない。

④各専門職への本法律第1条ないし第32条の適用の条件は、公権力に対して専門職を代表することを任務とする機関、その機関が存在しないときはその専門職の最も代表的な組織の意見の後に決定される CONSEIL D'ÉTATS の議を経たデクレをもって、これを決定する。

第2条【異業種専門職民事会社】（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）

① CONSEIL D'ÉTATS の議を経たデクレは、それが決定する条件にしたが

い、第1条に定める自由業専門職を実施する自然人、とくに公署官・裁判所補助吏に対し、他の自由業専門職を実施する自然人とともに、それぞれの専門職の共同実施を目的として本法律に定める会社を設立することを認めることができる。

②第1条に定める専門職の構成員は、その者に対して懲戒裁判権を行使する機関により許可されるのでなければ、第1条に定めのない自由業専門職に属する人を社員とする専門職民事会社に入社することができない。許可が拒絶された場合には、コンセユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい上訴することができる。

③本条に定める会社は、特定の専門職を実施するための資格を有する社員の1人を介してでなければ、この専門職の行為を行うことができない。

第2-1条（1990年12月31日の法律第90-1258号により削除）

第3条【社員の資格要件】（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）

会社設立前に適法に専門職を実施していた人、および、現行法令によって要求されるすべての条件を充たすことにより専門職を実施する適性を有する人でなければ、社員となることができない。ただし、第24条の規定の適用を妨げない。

第4条【社員の専念義務】

各専門職に特有のコンセユ・デタの議を経たデクレに別段の定めがある場合を除き、すべての社員は、1つの専門職民事会社の社員になることしかできず、かつ、個人として（à titre individuel）同一の専門職を実施することができない。

第5条【会社が官職の名義人とならない公署官・裁判所補助吏会社】（1990年12月31日の法律第90-1258号により改正）

①公署官・裁判所補助吏職の名義人であり同一の専門職を実施する自然人は、その専門職の共同実施のために、その間で、会社それ自体が官職の名義人に任命されることのない専門職民事会社を設立することもできる。

②前項の適用は、本法律第1条第3項の規定に服する。

③第6条（第2項）および第18条（第3項）の規定は、本条の適用により設立される会社にこれを適用しない。

④第2条の規定は、本条の適用により設立される会社にこれを適用する。

第2節 会社の設立

第6条【設立手続における職業機関との関係】（1990年12月31日の法律第90-1258号により改正）

①専門職民事会社は、各専門職に特有のコンセユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、自由にこれを設立することができる。このデクレは、承認または登録の手続および職業機関の役割を決定する。

②公署官・裁判所補助吏職に関しては、会社は、コンセユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、承認または官職への任命を受けなければならない。

第7条【定款の作成】

会社の定款は、書面をもってこれを作成しなければならない。各専門職に特有のコンセユ・デタの議を経たデクレは、定款に記載しなければならない事項を決定する。

第8条【専門職民事会社の社名】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①会社の社名（*dénomination sociale*）には、その直前または直後に、「専門職民事会社〔*société civile professionnelle*〕」の記載または「SCP」の頭文字、それに続き、実施される専門職の表示を付さなければならない。

②社名には、1人または数人の社員の名を加えることができる。

第9条【会社資本および社員数】

①会社資本は、均等な持分に分割する。持分は、流通証券をもってこれを表章することができない。

②各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレは、社員の数を制限することができる。

第10条【会社持分】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①会社持分は、社員がすべてこれを引き受けなければならない。会社持分が現物出資による場合には、会社設立時までにすべての目的物を給付しなければならない。

②会社持分の配分は、定款にこれを記載する。配分に際し、金銭出資、および、行われる評価にしたがい現物出資とくに無体財産権の出資を考慮する。

③定款は、社員全員の同意をもって、会社持分の価額の決定に適用される原則および方式を定めることができる。

④各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、会社持分の価額には、民事上の顧客を表す価額（*valeur représentative de la clientèle civile*）を考慮する。ただし、定款は、社員全員の同意をもって、この民事上の顧客を表す価額を会社持分の評価（*valorisation*）から除外することができる。

第3節 会社の運営

第11条【業務執行者】

①すべての社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務執行者とする。定款は、社員の中から1人もしくは数人の業務執行者を定め、または、設立後の行為によってその選任をする旨を定めることができる。

②業務執行者の選任および解任の条件、権限ならびに任期は、定款をもってこれを決定する。業務執行者の権限は、いかなる場合においても、社員の職業行為の実施について社員を会社に従属させるものであってはならない。

第12条【業務執行者の民事責任】

業務執行者は、法律および命令規定の違反、定款の違反またはその業務執行においてなしたフォートにつき、個別にまたは連帯して、会社または第三者に対し責任を負う。数人の業務執行者が共に同一の行為をした場合には、裁判所は、損害の賠償における各人の負担部分を決定する。

第13条【社員の権限】（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）

①業務執行者の権限を越える決定は、社員がこれを行う。

②各社員は、各専門職に固有の CONSEIL・DATA の議を経た DECRET に特段の規定、それが無いときであっても定款に特段の規定がある場合を除き、その保有する会社持分の数のいかんを問わず、1個の議決権を有する。

③各専門職に特有の CONSEIL・DATA の議を経た DECRET は、社員の協議の方法、その決定を有効なものとするために要求される定足数および多数決の原則、ならびに、会社の事業の状態について社員が通知を受ける条件を決定する。

第14条【利益の分配】（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）

①社員の職業活動の対価として支払われるすべての性質の報酬は、会社の収入（recettes）をなし、会社がこれを受領する。

②各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレ、デクレに定めがないときであっても定款は、資本出資に比例しない利益の分配の方式を決定することができる。

③命令規定または定款条項がない場合には、各社員は、利益において同一の取り分を有する。

第15条【会社債務に対する社員の責任】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①社員は、第三者に対し、会社の債務につき無限に責任を負う。この規定は、同一の専門職民事会社において2人の配偶者が社員であることを妨げない。

②会社債権者は、会社に対する付遅滞が効を奏しなかったのちに会社を提訴するのであれば、社員に対して会社債務の支払いを訴求することができる。

③定款は、社員間において、社員の各人が定款に定める割合において会社の債務を負担する旨を定めることができる。

第16条【職業行為に対する社員の責任】

①各社員は、自らが行った職業行為につきその全財産をもって責任を負う。

②会社は、社員の職業行為の結果生じた損害につき、この社員と連帯して責任を負う。

③会社または社員は、各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、専門職民事責任保険（assurance de responsabilité civile professionnelle）に加入しなければならない。

第17条【専門職の実施に関する定めの特レへの委任】

各専門職に特有の CONSEIL・DATA の議を経た特レは、専門職の実施のための各社員および会社の職掌および権限を決定し、必要があるときは各社員および会社に適用される職業倫理（*déontologie*）および懲戒（*discipline*）の規範の調整を行う。

第18条【社員の退社】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

①社員は、自らの会社持分を譲渡することにより、または会社が社員に持分の価額を償還することにより、退社することができる。

②社員間の不和を理由として退社する公署官・裁判所補助吏は、この会社において社員公署官・裁判所補助吏（*officier public ou ministériel associé*）として任命されてから5年の期間が経過していた場合には、各専門職に特有の特レに定める条件にしたがい、同一の住所においてこのために新設される官職への任命を請求することができる。

③社員の退社時には、専門職民事会社は各専門職に特有の CONSEIL・DATA の議を経た特レに定める登録の変更に服し、会社持分の譲受人はこの特レに定める承認の手續に服する。

④公署官・裁判所補助吏職に関しては、各専門職に特有の CONSEIL・DATA の議を経た特レは、会社持分の譲受人が任命機関により承認されるべき条件、および、持分の価額が償還される社員の退社が承認されるべき条件を決定する。

第19条【第三者に対する会社持分の移転および譲渡】（2016年3月31日の法律第2016-394号により改正）

①会社持分は、議決権の少なくとも4分の3に相当する社員の同意をもって、第三者に移転または譲渡することができる。ただし、定款は、多数決の要件を加重または社員全員の同意を課すこともできる。

②移転または譲渡計画は、会社および各社員に通知する。会社が本項に

定める通知の最後のものから起算して2か月の期間内にその決定を知らせなかった場合には、黙示的に同意があったものとする。

③会社が同意することを拒絶した場合には、社員は、この拒絶から起算して2か月の期間内に、第10条第3項および第4項の適用により決定される価額に相当する価格、または、定款が価格の決定方法を定めていないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格で、会社持分を取得しまたは取得させなければならない。

④コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条第2項および第3項に定める期間を引き上げることができる。

第20条【社員間の会社持分の譲渡】

①定款に別段の定めがある場合を除き、会社持分は、社員間では自由に譲渡することができる。

②定款に譲渡の自由を制限する条項が記載されている場合には、第19条第2項および第3項の規定は、定款に定めがないときにこれを適用する。

第21条【会社持分の取得請求】

社員が請求する場合には、会社は、各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、この社員の持分を他の社員もしくは第三者に取得させ、または、自らこの持分を取得しなければならない。会社が取得する場合には、会社は、この持分の名義価額に相当する資本を減少しなければならない。

第22条（1990年12月31日の法律第90-1258号により削除）

第4節 各種の規定

第23条【会社の存続期間】

各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレに別段の定めがある場合を除き、定款は、会社の期間を自由に定めることができる。

第24条【社員の死亡、専門職の実施禁止等の効果】（1972年12月23日の法律第72-1151号により改正）

①各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレに別段の規定、それがないときであっても定款に別段の規定がある場合を除き、専門職民事会社は、社員の死亡、無能力または退社その他のすべての原因によっては解散しない。専門職民事会社は、社員の1人がその専門職を実施することの確定的禁止を課された場合であっても解散しない。

②死亡の場合には、死亡した社員の承継人は、社員資格を取得しない。ただし、承継人は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める期間内に、第19条および第22条に定める条件にしたがい死亡した社員の会社持分を譲渡する権能を有する。さらに、承継人のうち1人または数人が第3条によって要求される条件を充たす場合には、この承継人は、第19条に定める条件にしたがい会社の同意を請求することができる。同意が与えられた場合には、死亡した社員の会社持分は、清算金を負担する必要があるときはそれを条件として、承認された承継人に対する優先分与の対象とすることができる。拒絶の場合には、この期間は、同意の請求からその拒絶までに経過した時の分だけこれを延長する。期間の満了時にいかなる譲渡もいかなる同意もなされていない場合には、会社または社員は、第21条に定める条件にしたがい会社持分の価額を承継人に償還する。

③専門職を実施することの確定的禁止を課された社員は、この禁止の日に社員資格を喪失する。前項の規定は、利害関係人の承継人に関する規定を除きこれを適用する。

④第2項に定める期間内は、社員、その相続人または承継人は、会社においていかなる権利も行使することができない。ただし、これらの者は失権しない限り、定款に定める条件にしたがい利益の分配に対する権利を保持する。

第25条【一時的禁止の効果に関する定めの特レへの委任】

各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経た特レは、社員または会社が専門職を実施することの一時的禁止を課された場合の効果を決する。

第26条【会社の解散等】（1990年12月31日の法律第90-1258号により改正）

①会社の解散または延長は、専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経た特レに定める多数をもって、社員がこれを判断し決する。

②異なる専門職を実施する社員の間で設立される会社が、関係するそれぞれの専門職を実施する社員をもちや1人も含まない場合には、社員は、1年の期間内に、その状況を補正しまたは会社の目的の変更を決することができる。この決がないときは、会社は、コンセイユ・デタの議を経た特レに定める条件にしたがい解散する。

③公署官・裁判所補助吏職の名義人である専門職民事会社が解散する場合には、1817年9月10日のオールドナンス第3条の規定の適用を妨げずに、社員は、各専門職に特有の特レに定める条件にしたがい、同一の住所においてこのために新設される官職への任命を請求することができる。ただし、会社に後任者推薦権（*droit de présentation*）を出資した社員は、この権利が自らのために行使される場合には、新設される官職に任命されるこの権能を享受することができない。

第27条【複数専門職実施会社への組織変更等】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により改正）

①民法典第1836条および第1844-4条第4項の規定の適用除外により、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、各専門職について、定款に別段の条項がある場合を除き、専門職民事会社を法令上の身分規程に服しもしくは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施、および自由業専門職財務参加会社に関する1990年12月31日の法律第90-1258号第4章の2に定める複数専門職実施会社に組織変更するために、または、合併により既存もしくは新設の複数専門職実施会社の設立に参加するために要求される多数を定めることができる。

②社員が前項に定める行為の一つを承認することの拒絶を表明した場合には、会社は、拒絶を表明した日から起算して6か月の期間の後に、この社員の持分を他の社員もしくは第三者に取得させ、または、自らこの持分を取得しなければならない。会社が取得する場合には、会社は、この持分の名義価額に相当する資本を減少しなければならない。いずれの場合においても、持分の価額は、第19条に定める条件にしたがいこれを決定する。

第28条（1990年12月31日の法律第90-1258号により削除）

第29条【専門職民事会社の名称の違法使用】（2000年9月19日のオルドナンス第2000-916号により改正）

①「専門職民事会社 [société civile professionnelle]」の名称は、本法律の規定に服する会社でなければこれを使用することができない。

②前項の名称またはこれとの混同を引き起こすすべての表現の違法な使用は、1年の拘禁刑および6000ユーロの罰金刑、または2つの刑のいずれか1つのみをもってこれを罰する。

③裁判所はさらに、有罪判決を受けた者の費用で最大3紙において判決を公表し、刑法典第131-35条に定める条件にしたがいその掲示をするこ

とを命じることができる。

第30条【民法典の会社規定と本法律の適用関係】

民法典第3編第9章第1節および第2節は、本法律の規定に反しない規定において専門職民事会社にこれを適用する。

第31条【専門会計士・認可会計士会社および公認仲買人会社】

本法律は、専門会計士および認可会計士団体の創設を定め専門会計士および認可会計士の資格名称および専門職を規律する1945年9月19日のオールドナンス第45-2138号第6条、第7条、第10条、第11条および第15条、ならびに、商法典第75条の規定の適用を除外しない。

第32条（1816年4月28日の法律第91条を改正）

第33条【転貸借契約および賃貸借の譲渡の禁止に関する規定の適用除外】

①1948年9月1日の法律第48-1360号第78条の規定は、専門職民事会社のために行われる転貸借契約および賃貸借の譲渡にはこれを適用しない。

②本条の規定は、契約中の賃貸借にこれを適用する。

第34条（1948年9月1日の法律第48-1360号第4条を改正）

第35条【税制】

I. 本法律の規定にしたがい設立され運営される専門職民事会社の社員は、この会社が協同組合（coopérative）の地位を採用した場合であっても、個人として、自らに帰属する会社利益の部分につき自然人の所得税に服する。

II. 租税一般法典第93条第1項および第3項の適用については、社員の持

分の有償もしくは無償の移転または買取りは、会社の資産の構成要素のうち移転または買取りの対象となる社員権に相当する部分を対象とするものとみなす。

Ⅲ. ①専門職民事会社に対する社員による顧客（clientèle）の出資またはその専門職の実施のための資産の構成要素の出資のときに確認される評価益に対する課税は、この社員の社員権の移転または買取りが行われる時点にこれを繰り延べる。

②本規定の適用は、関係する専門職に固有のコンセイユ・デタの議を経たデクレの公表から起算して5年の期間内に出資が行われることを条件とする。

第5節 手段民事会社（sociétés civiles de moyens）

第36条【手段民事会社】

①法令上のすべての別段の規定にかかわらず、自由業専門職を実施する自然人または法人、とくに公署官・裁判所補助吏は、その間で、各社員に対してその活動の実施を容易にすることを専らの目的とする民事会社を設立することができる。

②前項のために社員は自らの専門職の実施に有益な手段（moyens）を共同にするが、会社が自ら専門職を実施することはできない。

第6節 共通規定

第37条【協同会社形態の採用】

①本法律に定める会社は、協同会社（société coopérative）の地位を採用することができる。この場合、本法律の規定は、協同組合の地位に関する1947年9月10日の法律第1775号の規定に反しない限りにおいてこれを適用する。

②前項の規定にかかわらず、協同組合の地位を採用した会社の解散の場合には、1947年9月10日の法律第19条にかかわらず、負債の消滅および支払済資本の償還後に残存する会社の純資産は、各専門職に特有のコンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、社員間で分配することができる。

第38条【海外領土への本法律の適用】（1993年1月4日の法律第93-1号により改正）

第31条ないし第35条を除き、本法律は、ヌーヴェルカレドニ、フランス領ポリネシア、ワリ＝エ＝フトゥナおよび南極圏・南極大陸内領土、ならびに、マイヨットにおいてこれを適用する。

二 法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の会社形態での実施、および自由業専門職財務参加会社に関する1990年12月31日の法律第90-1258号（Loi n° 90-1258 du 31 décembre 1990 relative à l'exercice sous forme de sociétés des professions libérales soumises à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé et aux sociétés de participations financières de professions libérales）

第1章 法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の自由業実施会社（sociétés d'exercice libéral）形態での実施

第1条【自由業実施会社・異業種自由業実施会社・複数専門職実施会社】
（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により改正）

①法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職（profession libérale soumise à un statut législatif ou réglementaire ou dont le titre est protégé）の実施（exercice）のために、商法典第2編の規定に定める有限会社、株式会社、略式株式会社または株式合資会社は、本法律第1章の規定の適用を条件として、これを設立することができる。

②前項の会社はまた、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、第1項に定める数種の自由業専門職の共同実施（exercice en commun）を目的とすることができる。

③弁護士（avocat）職、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士（avocat au Conseil d'Etat et à la Cour de cassation）職、動産公売官（commissaire-

priseur judiciaire) 職、執行吏 (huissier de justice) 職¹、公証人 (notaire) 職、裁判上の管理者 (administrateur judiciaire) 職、裁判上の受任者 (mandataire judiciaire) 職、弁理士 (conseil en propriété industrielle) 職および専門会計士 (expert-comptable) 職の共同実施のために設立される会社は、第4章の2の規定をもってこれを定める。

④前三項の会社は、特定の専門職を実施するための資格を有する社員の1人を介してでなければ、その専門職の行為を行うことができない。

第2条【自由業実施会社の社名】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①会社の社名 (dénomination sociale) には、その直前または直後に、「有限会社型自由業実施会社 [société d'exercice libéral à responsabilité limitée]」の記載もしくは「S.E.L.A.R.L.」の頭文字、「株式会社型自由業実施会社 [société d'exercice libéral à forme anonyme]」の記載もしくは「S.E.L.A.F.A.」の頭文字、「略式株式会社型自由業実施会社 [société d'exercice libéral par actions simplifiée]」の記載もしくは「S.E.L.A.S.」の頭文字、または「株式合資会社型自由業実施会社 [société d'exercice libéral en commandite par actions]」の記載もしくは「S.E.L.C.A.」の頭文字、ならびに、実施される専門職および会社資本の表示を付さなければならない。

②社名には、1人または数人の会社内で自らの専門職を実施する社員 (associés exerçant leur profession au sein de la société) の名を加えることができる。

③会社は、社名の前または後に、会社が構成員である非営利社団、団体

1 2022年7月1日以降、点線部分は「裁判吏 (commissaire de justice) 職」となる（裁判吏職の地位に関する2016年6月2日のオルドナンス第2016-728号第25条第1パラグラフ）。

または国内のもしくは国際的な専門職ネットワーク（réseau）の名および略語を付すことができる。ただし、若干の司法および法律専門職の改革に関する1990年12月31日の法律第90-1259号第27条の規定の適用を妨げない。

第3条【職業機関との関係】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

①会社は、権限を有する機関（autorités compétentes）による承認または職業団体の名簿（liste）もしくは職団名簿（tableau）への登録の後でなければ、会社目的をなす専門職を実施することができない。

②公署官・裁判所補助吏職に関しては、会社は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、承認または官職への任命を受けなければならない。

③会社の設立登記は、権限を有する機関による会社の承認、または職業団体の名簿もしくは職団名簿への会社の登録の後でなければ、これを行うことができない。

④1年に1回、会社は、自らが所属する職業団体に会社資本構成表を送付する。

第4条（2016年5月10日の法律第2016-563号により削除）

第5条【資本および議決権の保有要件】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

I. 第6条の適用を妨げずに、

A. 会社資本および議決権の過半数は、直接または第IパラグラフB項第4号に定める会社を介して、会社内で実施する専門家（professionnels en exercice au sein de la société）がこれを保有しなければならない。

B. 残りは、次の者がこれを保有することができる。

- 1° 会社目的をなす専門職を実施する自然人または法人
- 2° 会社内で前号の専門職を実施していたがすべての職業活動をやめた自然人につき、10年の期間
- 3° 前二号に定める自然人の承継人につき、この自然人の死亡後5年の期間
- 4° 一般租税法典第220条の4Aに定める条件にしたがい設立される会社であってこの会社の社員が自由業実施会社内で自らの専門職を実施している場合、または、本法律第4章に定める自由業専門職財務参加会社
- 5° 第1条第1項に定める、保健衛生自由業専門職（*professions libérales de santé*）、法律もしくは司法自由業専門職（*professions libérales juridiques ou judiciaires*）またはそれ以外の自由業専門職のうち、どの専門職の実施が会社目的をなすかにしたがい、保健衛生自由業専門職のいずれか1つか、法律もしくは司法自由業専門職のいずれか1つか、またはそれ以外の自由業専門職のいずれか1つを実施する人
- 6° ヨーロッパ連合の他の加盟国もしくはヨーロッパ経済領域協定の他の参加国またはスイス連邦において適法に開業し、法令上の身分規程に服したまたは国内のもしくは国際的な公認専門資格の保有を前提とする活動であってその実施が会社目的をなす活動をこれらの国の1つにおいて実施するすべての自然人または法人。法人に関しては、直接または他の法人を介して間接に、本法律に定める資本および議決権の保有の要請を充たすものとする。

C. 保健衛生専門職については、同一の専門職の実施のために設立される会社であってB項第1号および第5号に定める人に含まれる同一の自然人または法人が資本参加を有することが認められる会社の数は、専門職ごとにコンセイユ・デタの議を経たデクレをもってこれを制限することができる。

II. 本条に定める条件の1つが充たされなくなった場合には、会社は、本法律の規定に適合させるために1年の期間を有する。会社が適合させなかったときは、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散を言い渡すことはできない。

III. 第IパラグラフB項第3号に定める5年の期間の満了時に、社員または元社員の承継人がその保有する持分または株式を譲渡していなかった場合には、会社は、この承継人の反対にかかわらず、その持分の名義価額または株式の額面額に相当する資本を減少し、民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格でその持分または株式を買い取ることを決定することができる。

第5-1条（2015年8月6日の法律第2015-990号により削除）

第6条【資本および議決権の保有要件の特則】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

- I. 第5条第IパラグラフA項の適用除外により、
- 1° 保健衛生専門職の実施を目的とする会社を除き、自由業実施会社の資本および議決権の過半数は、フランスで開業しもしくは第5条第IパラグラフB項第6号に定める人であって会社目的をなす専門職を実施する人、または、本条第IIパラグラフおよび本法律第4章に定める条件にしたがい自由業専門職財務参加会社が、これを保有することもできる。
 - 2° 保健衛生専門職の実施を目的とする会社については、自由業実施会社の会社資本の過半数は、会社目的をなす専門職を実施する人、または、本条第IIパラグラフおよび本法律第4章に定める条件にしたがい自由業専門職財務参加会社が、これを保有することもできる。

3° 法律または司法専門職の実施を目的とする会社については、資本および議決権の過半数は、フランスで開業または第5条第IパラグラフB項第6号に定める人であって法律または司法専門職のうちいずれか1つを実施する人がこれを保有することもできる。

本号の会社は、社員の中に、会社目的をなす専門職を実施する人を少なくとも1人含めなければならない。

II. 自由業実施会社の資本または議決権の過半数は、次の場合でなければ財務参加会社がこれを保有することはできない。

1° 第31-1条に定める財務参加会社の資本および議決権の過半数が、持分または株式保有の対象である会社によって実施されている専門職と同一の専門職を実施する人によって保有されている場合。ただし、同条第IIIパラグラフの規定の適用を妨げない。

2° 第31-2条に定める財務参加会社の資本および議決権の過半数が、自由業実施会社の会社目的をなす専門職と同一の専門職を実施する専門家によって保有されている場合。ただし、同条第IIIパラグラフの規定の適用を妨げない。

III. 第5条第IパラグラフB項の適用除外により、

1° コンセイユ・デタの議を経たデクレは、各専門職に固有の必要性を考慮して、第5条に定める人以外の人が、有限会社、略式株式会社型自由業実施会社または株式会社型自由業実施会社の形態で設立される会社の資本または議決権の2分の1を下回る部分を保有することができる旨を定めることができる。ただし、保健衛生専門職の実施を目的とするこれらの会社については、すべての人が保有することのできる資本の部分は、その4分の1を超えることができない。

2° 株式合資会社型自由業実施会社の定款は、第5条に定める人以外の人が保有する資本の割合が、資本の2分の1を下回る限りにおいて資本の4分の1を上回る旨を定めることができる。

IV. 各専門職に固有の必要性を考慮し、かつ、関係する専門職の良好な実

施、その構成員の独立性またはその固有の職業倫理規範の遵守に必要である限りにおいて、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、次の事項を定めることができる。

- 1° 本条第Iパラグラフ第1号および第2号の適用を除外すること。
- 2° 保健衛生専門職については、この専門職の実施のために設立される自由業実施会社であって、この専門職を実施する同一の人または同一の自由業専門職財務参加会社が直接または間接に資本参加を有することのできる会社の数を制限すること。
- 3° 同一の専門職の実施のために設立される自由業実施会社であって、第Ⅲパラグラフ第1号に定める同一の人が直接または間接に資本参加を有することのできる会社の数を制限すること。
- 4° 第5条第IパラグラフA項または同パラグラフB項第1号ないし第4号および第6号に定める人が保有しない会社資本の全部または一部に相当する持分または株式を特定の種類の自然人または法人が直接または間接に保有することが、関係する専門職の構成員の独立性およびその固有の職業倫理規範の遵守においてその専門職の実施を危うくするような場合に、この種類の自然人または法人に対してこの保有を禁止すること。

V. 第Ⅲパラグラフおよび第Ⅳパラグラフは、法律または司法専門職にこれを適用しない。

第7条【専門職の実施禁止と前二条の関係】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

会社目的をなす専門職または数種の専門職のうち1つを実施することの禁止を課された人は、会社内で実施しない人が会社資本の一部を保有することを認める第5条および第6条の規定の利益を享受することができない。

第8条【株式】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

①株式会社型、略式株式会社型または株式合資会社型の自由業実施会社の株式は、記名式とする。

②商法典L.225-123条の規定の適用除外により、いかなる2倍議決権も、会社内で実施する専門家以外の株主により保有される前項に定める会社の株式に付与することができない。

③定款が2倍議決権株式を創設しまたは創設することができる旨を定める場合には、2倍議決権株式は、会社内で実施する株主であるすべての専門家にこれを割り当てる。この割当ては、2年を超えることのできない期間の間、株主の地位にあることを停止条件とする旨を定めることができる。

④商法典L.225-124条の適用除外により、その原因のいかんを問わず移転された2倍議決権株式は、移転の受益者が会社内で実施する専門家でない場合には2倍議決権を失う。

⑤自由業実施会社の持分または株式は、商法典L.239-1条ないしL.239-5条に定める賃貸借契約の対象とすることができない。ただし、会社内で実施する従業員（salariés）または自由業協働者（collaborateurs libéraux）である専門家、および、保険衛生分野において活動しまたは公署官・裁判所補助吏の職務を実施する会社を除き、自由業実施会社の会社目的をなす専門職を実施する専門家の利益となる場合はこの限りでない。

⑥本条第2項、第3項および第4項は、第6条第Iパラグラフ第1号および第3号に定める場合にこれを適用しない。

第9条【種類株式等】（2005年8月2日の法律第2005-882号により改正）

①商事会社により発行される有価証券の制度の改革および商事立法を改正した規定の海外への拡張に関する2004年6月24日のオルドナンス第2004-604号の施行日に存在し、または、商法典L.228-29-8条の適用により創設される議決権のない優先配当株式は、会社内で自らの活動を実施する専門家がこれを保有することはできない。

②商法典L.228-11条に定める種類株式に付与される特別の権利は、資本および議決権の配分の原則の適用も本法律第12条の規定も妨げることができない。

第10条【会社持分の価額および会社持分の譲渡等の承認】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

①商法典L.223-14条およびL.228-24条の適用については、民法典第1843-4条の例外として、定款は、社員全員の同意をもって、会社持分の価額の決定に適用される原則および方式を定めることができる。

②各専門職に特有のデクレに別段の定めがある場合を除き、会社持分の価額は、民事上の顧客を表す価額（*valeur représentative de la clientèle civile*）を考慮する。ただし、定款は、社員全員の同意をもって、この民事上の顧客を表す価額を会社持分の評価（*valorisation*）から除外することができる。

③商法典L.223-14条に定める規定の適用については、会社内で専門職を実施する持分保有者の4分の3の多数をもって、会社持分の少なくとも4分の3に相当する社員の多数の要請に置き換える。

④定款または本条第6項以外の法律規定に定めるすべての別段の規定にかかわらず、株式会社型自由業実施会社の株式の譲渡は、定款に定める条件にしたがい、会社内で自らの専門職を実施する株主の3分の2、または、会社において自らの専門職を実施する監査役会構成員もしくは取締役会構成員の3分の2をもって行われる事前の承認に服する。株式合資会社型自由業実施会社においては、新たな株主の承認は、無限責任社員が3分の2の多数をもってこれを行う。

⑤略式株式会社型自由業実施会社においては、新たな社員の承認は、会社内で自らの活動を実施する社員が3分の2の多数をもってこれを行う。商法典L.227-16条およびL.227-17条に適合する定款条項の適用については、この同一の多数決の原則をこれに適用する。

⑥本条第3項ないし第5項は、第6条第Iパラグラフ第1号および第3号に定める場合にこれを適用しない。

第11条 (2015年8月6日の法律第2015-990号により削除)

第12条【業務執行】 (2015年8月6日の法律第2015-990号により改正)

①業務執行者、略式株式会社の社長および会社指揮者、取締役会会長、執行役員構成員、監査役会会長ならびに執行役員、ならびに、取締役会構成員または監査役会構成員の3分の2は、会社内で自らの専門職を実施する社員でなければならない。

②商法典L.225-22条第1項および第2項、L.225-44条ならびにL.225-85条の規定は、自由業実施会社にこれを適用しない。

③商法典L.223-19条、L.225-38条、L.225-40条、L.225-86条、L.225-88条、L.226-10条およびL.227-10条の適用については、問題となる取引が、会社内で実施する専門家が会社内で自らの専門職を実施する条件に関する場合には、これらの専門家のみがこれらの法文に定める決議に参加する。

④第6条第Iパラグラフ第1号に定める方法が用いられる場合には、本条第1項はこれを適用しない。

⑤同条第Iパラグラフ第3号に定める方法が用いられる場合には、本条第1項はこれを適用しない。ただし、会社の取締役会または監査役会は、会社目的をなす専門職の構成員であって会社内で実施する者を少なくとも1人含めなければならない。

第13条【株式合資会社型自由業実施会社】 (2015年8月6日の法律第2015-990号により改正)

①株式合資会社型自由業実施会社の無限責任社員は、会社内で自らの専門職を適法に実施する自然人とする。

②株式合資会社型自由業実施会社の無限責任社員は、このために商人資

格を有しない。ただし、無限責任社員は、会社の債務につき無限に連帯して責任を負う。

③株主である有限責任社員は、授権によっても、いかなる対外的または内部的業務執行行為も行うことができない。この禁止に違反して行われたすべての行為は無効とする。ただし、この無効は、善意の第三者に対抗することができず、関係する株主である有限責任社員を商法典L.222-6条第2項に定める連帯責任から免れさせるために援用することもできない。

④法律または定款のすべての別段の規定にかかわらず、株式会社型自由業実施会社の株式の譲渡は、第10条に定める条件にしたがい事前の承認に服する。

⑤無限責任社員資格の取得は、定款の署名により無限責任社員全員の同意をもって行われる承認の決定、または、会社活動中は定款に定める形式において無限責任社員全員の同意かつ株主の3分の2の多数をもって行われる承認の決定に服する。

⑥無限責任社員の資格は、死亡、退職（retraite）、辞任、登録抹消（radiation）または免職（destitution）をもってこれを喪失する。公署官・裁判所補助吏に関しては、第10条に定める規定の適用を妨げずに、定款は解任の手続を定めることができる。この手続には、解任に利害関係のない無限責任社員全員の同意をもって行われる決定を含めなければならない。退社する無限責任社員またはその承継人は、民法典第1843-4条に定める条件にしたがい補償を受ける。

⑦第6条第Iパラグラフ第1号に定める方法が用いられる場合には、本条第1項はこれを適用しない。

⑧第6条第Iパラグラフ第3号に定める方法が用いられる場合には、本条第1項はこれを適用せず、少なくとも1人の無限責任社員は、会社内で自らの専門職を適法に実施する自然人でなければならない。

第14条【社員貸付け】

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、社員貸付け（comptes d'associés）を規律し、とくに会社の利用に供される額の最大額およびこの額の回収に適用される条件を定める。この命令規定は第1条第1項に定めるすべての自由業専門職にこれを適用するが、選択された会社形態により、会社が1種もしくは数種の専門職の実施を目的とするかにより、または、第5条、第6条、第8条および第13条に照らし関係する社員の類型により異なる規定を置くことができる。

第15条（商法典L.631-1条を新設）**第16条【職業行為に対する社員の責任】**

- ①各社員は、自らが行った職業行為につきその全財産をもって責任を負う。
- ②会社は、前項の社員と連帯して責任を負う。

第17条【各専門職を規律する法文と本法律の関係】

本法律の規定は、第1条に定める専門職のそれぞれに特有の法文に定める方式にしたがった専門職の実施を妨げるものではない。

第18条【施行日前に設立された法律助言士会社に関する経過規定】

本法律の施行日前に設立された専門職民事会社以外の法律助言士会社は、この日から起算して5年の期間内に、本法律の規定にこれを適合させなければならない。この期間の満了時に、本法律第5条に定める条件を満たさない1人または数人の社員がその保有する持分または株式を譲渡していなかった場合には、会社は、この社員の反対にかかわらず、その持分の名義価額または株式の額面額に相当する資本を減少し、当事者間の合意がないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格で

その持分または株式を買い取ることを決定することができる。会社による決定がないときは、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散を言い渡すことができない。

第19条【会社が発行する書類の記載事項に関する規定の読替え】（2012年3月22日の法律第2012-387号により改正）

商法典L.238-3条の規定の適用については、「有限会社〔société à responsabilité limitée〕」、「株式会社〔société anonyme〕」および「略式株式会社〔société par actions simplifiée〕」ならびに「SARL」、「SA」および「SAS」の頭文字は、「有限会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral à responsabilité limitée〕」、「株式会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral à forme anonyme〕」および「略式株式会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral par actions simplifiée〕」の語ならびに「SELARL」、「SELAFA」および「SELAS」の頭文字に、「株式合資会社〔société en commandite par actions〕」の語は、「株式合資会社型自由業実施会社〔société d'exercice libéral en commandite par actions〕」の語または「SELCA」の頭文字にこれを置き換える。

第20条（租税一般法典第809条を改正）

第21条【デクレへの委任事項】

①公権力に対して関係する専門職を代表することを任務とする機関およびこの専門職の最も代表的な組織の意見の後に決定されるコンセイユ・データの議を経たデクレは、必要の範囲内で、本章の適用条件を決定する。

②前項のデクレは、社員に認められる精神的、手続的および財産的保障を明確にすることにより、社員を会社から除名することができる場合を定

めることができる。

③第1項のデクレは、社員が1つの自由業実施会社内でしか自らの専門職を実施することができない旨、および、社員が個人として（à titre individuel）または専門職民事会社内で同一の専門職を実施することができない旨を定めることもできる。

④第1項のデクレは、会社または社員が専門職を実施することの一時的禁止を課された場合の効果を決定する。

第2章 法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の匿名会社形態での実施

第22条【自由業専門職匿名会社】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①専門職の共同実施の方法を限定的に定めるすべての法令の規定にかかわらず、法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職を実施する自然人の間で、本条以下の規定およびこれに反しない民法典第1871条ないし第1872-1条の規定に定める匿名会社（société en participation）を設立することができる。

②匿名会社は、コンセイユ・デタの議を経たデクレに定める条件にしたがい、第1項に定める数種の自由業専門職を実施する自然人の間でこれを設立することもできる。

③会社の社名には、その直前または直後に、「匿名会社〔société en participation〕」の記載または「SEP」の頭文字、それに続き実施される専門職の表示を付さなければならない。

④社名には、1人または数人の社員の名を加えることができる。

⑤匿名会社は、デクレに定める条件にしたがい公示に服する。

⑥匿名会社の期間は、これを制限しないことができる。

第23条【自由業専門職匿名会社の社員および税制】（2011年3月28日の法律第2011-331号により改正）

①社員は、社員の各人が社員の資格で引き受けた約務につき、第三者に対し無限に責任を負う。

②匿名会社の根拠となる合意（convention）が社員の承認および解任の方式を定めていない場合には、その決定は、利害関係のない社員全員の同意をもってこれを行う。

③前項の合意は、社員が退社する場合の補償の給付の支払いを定めることができる。

④法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職を実施する自然人の間で設立される匿名会社により実現された利益は、匿名会社について租税一般法典に定める原則にしたがいこれに課税する。

第3章 専門職民事会社に関する1966年11月29日の法律第66-879号を改正する規定

第24条（1966年11月29日の法律第66-879号第1条を改正）

第25条（1966年11月29日の法律第66-879号第5条を改正）

第26条（1966年11月29日の法律第66-879号第6条を改正）

第27条（1966年11月29日の法律第66-879号第18条を改正）

第28条（1966年11月29日の法律第66-879号第19条を改正）

第29条（1966年11月29日の法律第66-879号第26条を改正）

第30条（1966年11月29日の法律第66-879号第10条を改正、第2-1条を削除、第22条を削除、第26条を改正、第27条を削除、第28条を削除）

第31条（租税一般法典第151条の10を改正）

第4章 自由業専門職財務参加会社 (Sociétés de participations financières de professions libérales)

第31-1条【単一自由業専門職財務参加会社】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

I. ①法令上の身分規程に服しもしくは資格名称の使用について保護を受ける1種もしくは数種の自由業専門職を実施する自然人もしくは法人、または第5条第IパラグラフB項第6号に定める人は、その間で、同一のこの専門職の実施を目的とする第1条第1項に定める会社の持分または株式の保有、および同一の専門職の実施を目的とする外国法上のすべての団体への資本参加を目的とする財務参加会社を設立することができる。この会社は、資本参加を有する会社または団体に専ら充てられることを条件として、他のすべての活動を行うことができる。

②前項の財務参加会社は、商法典第2編に定める有限会社、株式会社、略式株式会社または株式合資会社の形態でこれを設立することができる。ただし、本条に定める別段の規定の適用を妨げない。

II. ①資本および議決権の過半数は、持分または株式保有の対象となる会社によって実施される専門職と同一の専門職を実施する人がこれを保有しなければならない。

②残りは、第5条第IパラグラフB項第2号、第3号および第5号に定める人がこれを保有することができる。ただし、各専門職に固有のコンセイユ・デタの議を経たデクレは、前項に定める人が保有しない会社資本の全部または一部に相当する持分または株式を特定の種類の自然人ま

たは法人が直接または間接に保有することが、関係する専門職の構成員の独立性およびその固有の職業倫理規範の遵守においてその専門職の実施を危うくすることが明らかである場合には、この類型の自然人または法人に対してこの保有を禁止することができる。

③業務執行者、社長、会社指揮者、取締役会会長、執行役員、監査役会会長および執行役員、ならびに、略式株式会社の取締役会構成員または監査役会構成の少なくとも3分の2は、第Ⅱパラグラフ第1項に定める人の中からこれを選任しなければならない。

Ⅲ. ①本条第Ⅰパラグラフおよび第Ⅱパラグラフの適用除外により、財務参加会社はまた、第1条第1項に定める会社または商法典第2編に属する会社が同一の法律または司法専門職の実施を目的としている場合には、これらの会社の持分または株式の保有を目的とすることができる。この財務参加会社の会社資本および議決権は、法律もしくは司法専門職を実施するすべての人、または、法律もしくは司法専門職のうちいずれか1つを実施する第5条第ⅠパラグラフB項第6号に定めるすべての人がこれを保有することができる。

②会社資本および議決権の2分の1を下回る部分は、第5条第ⅠパラグラフB項第2号および第3号に定める人がこれを保有することもできる。

③財務参加会社の監督機関は、持分または株式保有の対象となる会社により実施される専門職と同一の専門職を実施する人を少なくとも1人含めなければならない。

Ⅳ. ①本条の財務参加会社の社名には、会社形態に関する義務的記載に加えて、その前または後に、「自由業専門職財務参加会社〔Société de participations financières de profession libérale〕」の記載、それに続き、多数派社員により実施される専門職の表示、または、第Ⅲパラグラフに定める場合には持分もしくは株式保有の対象となる会社により実施される会社目的の表示を付さなければならない。

②株式会社型、株式合資会社型または略式株式会社型の資本参加取得

会社の株式は、記名式でなければならない。

③財務参加会社は、関係する職業団体の名簿または職団名簿にこれを登録しなければならない。1年に1回、財務参加会社は、自らが所属する職業団体に会社資本構成表を送付する。

第31-2条【複数自由業専門職財務参加会社】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により改正）

I. 第31-1条に定める財務参加会社はまた、弁護士職、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士職、公証人職、執行吏職、動産公売官職²、専門会計士職、裁判上の管理者職、裁判上の受任者職、会計監査役（*commissaire aux comptes*）職または弁理士職のうち2種または数種の専門職の実施を目的とする第1条第1項に定める会社または商法典第2編に属する会社の持分または株式の保有、および、これらの専門職の1種または数種の実施を目的とする外国法上のすべての団体への資本参加を目的とすることができる。本条の適用については、第5条第IパラグラフB項第6号に定める人であってこれらの専門職のうちいずれか1つを実施するすべての人は、これらの専門職の1つを実施しているものとみなす。

II. 本条第IIIパラグラフの規定の適用を妨げず、資本および議決権の過半数は、資本参加の取得対象となる会社により実施される専門職と同一の専門職を実施する人、ならびに、資本参加の取得対象となる会社の少なくとも1つが法律または司法専門職を実施する場合にはその会社の会社資本および議決権の過半数を保有することが認められている他のすべての人が、これを保有しなければならない。残りは、次の者がこれを保有することができる。

1° 資本参加の取得対象となる会社の会社目的をなす専門職を実施す

2 2022年7月1日以降、点線部分は「裁判吏職」となる（2016年6月2日オルドナンス第25条第Iパラグラフ）。

る自然人または法人。法人に関しては、その会社目的が民事的性格を有し、法令上の身分規程に服しまたは資格名称の使用について保護を受ける自由業専門職の構成員および元構成員ならびにその承継人が資本および議決権のすべてを保有することを条件とする。

- 2° 資本参加の取得対象となる会社の1つの内部でその会社目的をなす専門職を実施していたがすべての職業活動をやめた自然人につき、10年の期間
- 3° 前二号に定める自然人の承継人につき、この自然人の死亡後5年の期間
- 4° 1項に定める専門職の1つを実施する人
- 5° ヨーロッパ連合の加盟国もしくはヨーロッパ経済領域協定の参加国の1つまたはスイス連邦において、法令上の身分規程に服しまたは国内もしくは国際的な公認専門資格の保有を前提とする活動であってその実施が資本参加の取得対象となる会社の1つまたは団体の1つの目的をなす活動を自由業専門家として実施する加盟国、他の参加国またはスイス連邦の帰属民

Ⅲ. ①財務参加会社が2種または数種の法律または司法専門職の実施を目的とする会社の持分または株式の保有を目的とする場合には、会社資本および議決権は、フランスで開業しまたは第5条第IパラグラフB項第6号に定める人であって、1種または数種の法律または司法専門職を実施するすべての人がこれを保有することができる。

②資本および議決権の2分の1を下回る部分は、本条第IIパラグラフ第1号ないし第5号に定める人がこれを保有することもできる。

Ⅳ. ①本条の財務参加会社の社名には、会社形態の義務的記載に加えて、その前または後に、「自由業専門職財務参加会社 [Société de participations financières de profession libérale]」の記載、それに続き、資本参加の取得対象となる会社により実施される専門職の表示を付さなければならない。

②業務執行者、略式株式会社の社長および会社指揮者、取締役会会長、執行役員構成員、監査役会会長ならびに執行役員、ならびに、取締役会構成員または監査役会構成員の3分の2は、持分または株式保有の対象となる会社によって実施される専門職と同一の専門職を実施する人、ならびに、資本参加の取得対象となる会社の少なくとも1つが法律または司法専門職を実施する場合にはその会社の会社資本および議決権の過半数を保有することが認められている他のすべての人によって実施される専門職と同一の専門職を実施する人の中から、これを選任しなければならない。

③コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条の適用条件を明確にする。

第4章の2 若干の自由業専門職の共同実施のために設立される会社に関する規定

第31-3条【複数専門職実施会社】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

弁護士職、コンセイユ・デタ・破毀院付弁護士職、動産公売官職、執行吏職³、公証人職、裁判上の管理者職、裁判上の受任者職、弁理士職および専門会計士職のうち数種の専門職の共同実施を目的とする会社は、これを設立することができる。この会社の名称は、「複数専門職実施会社〔société pluri-professionnelle d'exercice〕」とする。

3 2022年7月1日以降、点線部分は「裁判吏職」となる（2016年6月2日オルドナンス第25条第Iパラグラフ）。

第31-4条【複数専門職実施会社の会社形態】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

①会社は、社員に商人資格を付与するものを除き、すべての会社形態をとることができる。会社は、選択された会社形態に特有の規範および本章の規定をもってこれを規律する。

②複数専門職実施会社により選択された会社形態のいかんを問わず、自由業実施会社の形態で設立されなかった場合も含め、第1章の次の規定は、複数専門職実施会社にこれを適用する。

- 1° 第1条第3項⁴
- 2° 第3条。ただし第3項を除く。
- 3° 第7条。ただし、第5条および第6条の準用は、第31-6条の準用にこれを置き換える。
- 4° 第8条第1項
- 5° 第16条

第31-5条【付随的な商事活動の許容】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

会社は、付随的に、法律またはデクレがその会社目的をなす専門職の少なくとも1つに対してその実施を禁止していないすべての商事活動を実施することができる。

第31-6条【資本および議決権の保有要件】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

①資本および議決権のすべては、次の者がこれを保有する。

- 1° 第31-3条に定める専門職であって会社内で共同実施される専門

4 2016年3月31日オルドナンスの追認法律（案）により、「第1条第4項」に修正される見込みである。

職の1つを、会社内または会社外で実施するすべての自然人

2° 第1号に定める人によって直接または間接に資本および議決権のすべてが保有されているすべての法人

3° ヨーロッパ連合の他の加盟国もしくはヨーロッパ経済領域協定の他の参加国またはスイス連邦において適法に開業し、法令上の身分規程に服しまたは国内のもしくは国際的な公認専門資格の保有を前提とする活動であってフランスではその実施が第31-3条に定める専門職の1つに属しかつ会社内で共同実施される活動をこれらの国の1つにおいて実際に実施するすべての自然人または法人。法人については、資本および議決権のすべてが、第1号または第2号に定める条件にしたがい保有されるものとする。

②複数専門職実施会社は、社員の中に、会社が実施するそれぞれの専門職の構成員を少なくとも1人含めなければならない。

第31-7条【複数専門職実施会社の社名】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

①会社の社名には、その直前または直後に、「複数専門職実施会社〔société pluri-professionnelle d'exercice〕」の記載または「SPE」の頭文字、ならびに、選択された会社形態、会社目的にしたがい実施される専門職および会社資本の額の表示を付する。

②社名には、会社内で自らの専門職を実施する1人または数人の社員の名を加えることができる。

第31-8条【独立性の遵守および利益相反の回避】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

①会社の定款は、社員および従業員の職業実施の独立性、ならびに、会社目的をなすそれぞれの専門職の実施を規律する命令規定とくに職業倫理（déontologie）に関する規定の遵守を担保するための定めを置く。

②会社内で実施する各専門家は、自らの専門家としての資格と、自らが実施する他のすべての職業活動または会社外で自らが有するすべての利益との間で生じるおそれのあるすべての利益相反（*conflit d'intérêt*）、および、自らの職業活動の実施と、他の専門家によるその活動の実施との間に生じるおそれのあるすべての利益相反が存在することを知った場合には、会社および他の専門家にその旨を通知する。

第31-9条【業務を担当する専門家の指名】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

I. 複数専門職実施会社は、会社と契約しようとする顧客（*client*）に対し、会社が実施するさまざまな専門職から顧客が提供を受けることのできる役務のすべての性質、および、これらの専門職が提供する役務について顧客がこれらの専門職の1種または数種に依頼することができる旨を通知する。顧客は、会社内で実施する専門家であって自らの利害を委ねることを望む者を指名する。

II. 会社が裁判上の管理者職または裁判上の受任者職を実施する場合には、裁判所は、会社の中から、裁判上の任務を委ねる専門家を指名する。

第31-10条【守秘義務等】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

①会社目的をなす専門職の1つを会社内で実施する専門家は、その専門職の実施を規律する規定にしたがい、忠実義務、秘密保持義務または守秘義務を負う。

②前項の規定にかかわらず、秘密保持義務または守秘義務は、前項の専門家が顧客の利益において、職業行為の実施および会社内での業務の組織化に必要なすべての情報を他の専門家に通知することを妨げない。ただし、顧客が事前にこの通知の権能について知らされそれに同意したことを条件とする。この同意には、必要な場合には、会社目的をなす専門職のう

ち顧客が依頼しそれに関する情報の通知を制限することを望む専門職を記載する。

③専門家が裁判上の管理者または裁判上の受任者である場合には、この専門家は、自らが指名された裁判上の任務が許容する限りにおいて、職業行為の実施および会社内での業務の組織化に必要なすべての情報を他の専門家に通知することができる。

第31-11条【専門職民事責任保険】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

会社は、専門職民事責任に関する危険を対象とする保険を引き受ける。

第31-12条【デクレへの委任事項】（2016年3月31日のオルドナンス第2016-394号により新設）

コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本章の適用条件、とくに次の事項を定める。

- 1° 複数専門職実施会社に特有の運営規範
- 2° 社員である自然人および従業員が会社内で自らの専門職を実施する方式
- 3° 帳簿作成および会計書類の表示に関する規範
- 4° 会社または社員である自然人もしくは法人が、専門職を実施することの一時的または確定的な禁止または無能力を課された場合の効果
- 5° 社員である自然人または法人を会社から除名することができる場合。この場合に社員に認められる精神的、手続的および財産的保障を明確にする。
- 6° 会社に対する監督を実施する権限を有する行政機関または職業機関の決定、この監督の方式、とくに職業上の秘密を対抗することができる条件

第5章 各種の規定

第32条【海外領土への本法律の適用】（2013年6月20日のオルドナンス第2013-516号により改正）

①本法律第1章および第2章は、マイヨット地方公共団体においてこれを適用する。第1章および第2章は、憲法典第74条に定める海外公共団体においてこれを適用する。ただし、フランス領ポリネシアの自治の地位に関する2004年2月27日の組織法律第2004-192号によりフランス領ポリネシアに認められる権限を妨げない。

②第3章の規定は、サンピエール＝エ＝ミケロンを除き海外公共団体においてこれを適用する。

③本法律第1章、第2章および第4章は、2013年6月20日のオルドナンス第2013-516号の公表日に、この日に施行されている条文にしたがい、ヌーヴェルカレドニにおいてこれを適用する。ただし、ヌーヴェルカレドニに関する1999年3月19日の組織法律第99-209号によりヌーヴェルカレドニに帰属する権限を妨げない。

第33条【本法律の施行日】

本法律第1章および第2章は、1992年1月1日に施行する。本法律の他の規定は、本法律の公表日に施行する。

第34条【デクレの施行前に設立された会社に関する経過規定】（2015年8月6日の法律第2015-990号により改正）

I. 成長、活動および経済的機会の平等に関する2015年8月6日の法律第2015-990号以前の条文における第5-1条第2項および第3項、ならびに、同法律による条文における第6条第Ⅲパラグラフおよび第Ⅳパラグラフに定めるデクレの施行前に設立された会社は、このデクレの施行から起算して2年の期間内にデクレにこれを適合させる。

II. 前パラグラフの期間の満了時に、前パラグラフのデクレに定める条件を充たさない1人または数人の社員がその保有する持分または株式を譲渡していなかった場合には、会社は、この社員の反対にかかわらず、その持分の名義価額または株式の額面額に相当する資本を減少し、当事者間の合意がないときは民法典第1843-4条に定める条件にしたがい決定される価格でその持分または株式を買い取ることを決定することができる。会社による決定がないときは、すべての利害関係人は、会社の解散を裁判所に請求することができる。裁判所は、その状況を補正するために最長6か月の期間を会社に認めることができる。本案につき裁判する日にこの補正が行われていた場合には、解散を言い渡すことができない。